

平成26年4月18日
まちづくり委員会資料

現地視察資料

請願第72号

JR東海による中央（リニア）新幹線計画に関する請願

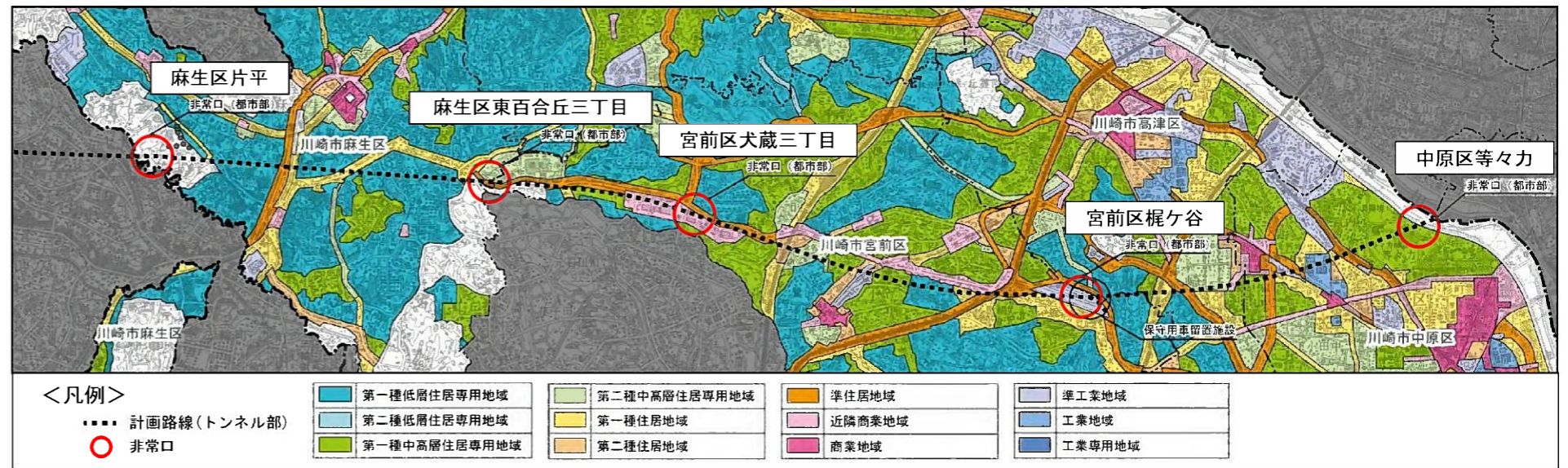
<資料目次>

- | | |
|------|------------------------|
| 資料 1 | リニア中央新幹線計画の概要 |
| 資料 2 | リニア中央新幹線計画の主な経緯及び今後の予定 |
| 資料 3 | 東百合丘三丁目非常口周辺の概要 |

1 中央新幹線計画の内容（平成25年9月に公表）

名称及び種類	名称：中央新幹線（東京都・名古屋市間） 種類：新幹線鉄道の建設（環境影響評価法第一種事業）
事業実施区域の起終点	起点：東京都港区、終点：愛知県名古屋市 主要な経過地：甲府市付近、赤石山脈（南アルプス） 中南部
走行方式	超電導磁気浮上方式
最高設計速度	505キロメートル/時
路線概要	中央新幹線（東京都・名古屋市間）の路線は、東京都内の東海道新幹線品川駅付近を起点とし、山梨リニア実験線（全体で42.8 km）、甲府市付近、赤石山脈（南アルプス）中南部を経て、名古屋市内の東海道新幹線名古屋駅付近に至る、延長約286 km（地上部約40 km、トンネル約246 km）の区間です。 駅については、品川駅付近、名古屋駅付近のほか、神奈川県内、山梨県内、長野県内、岐阜県内に一駅ずつ設置する計画です。

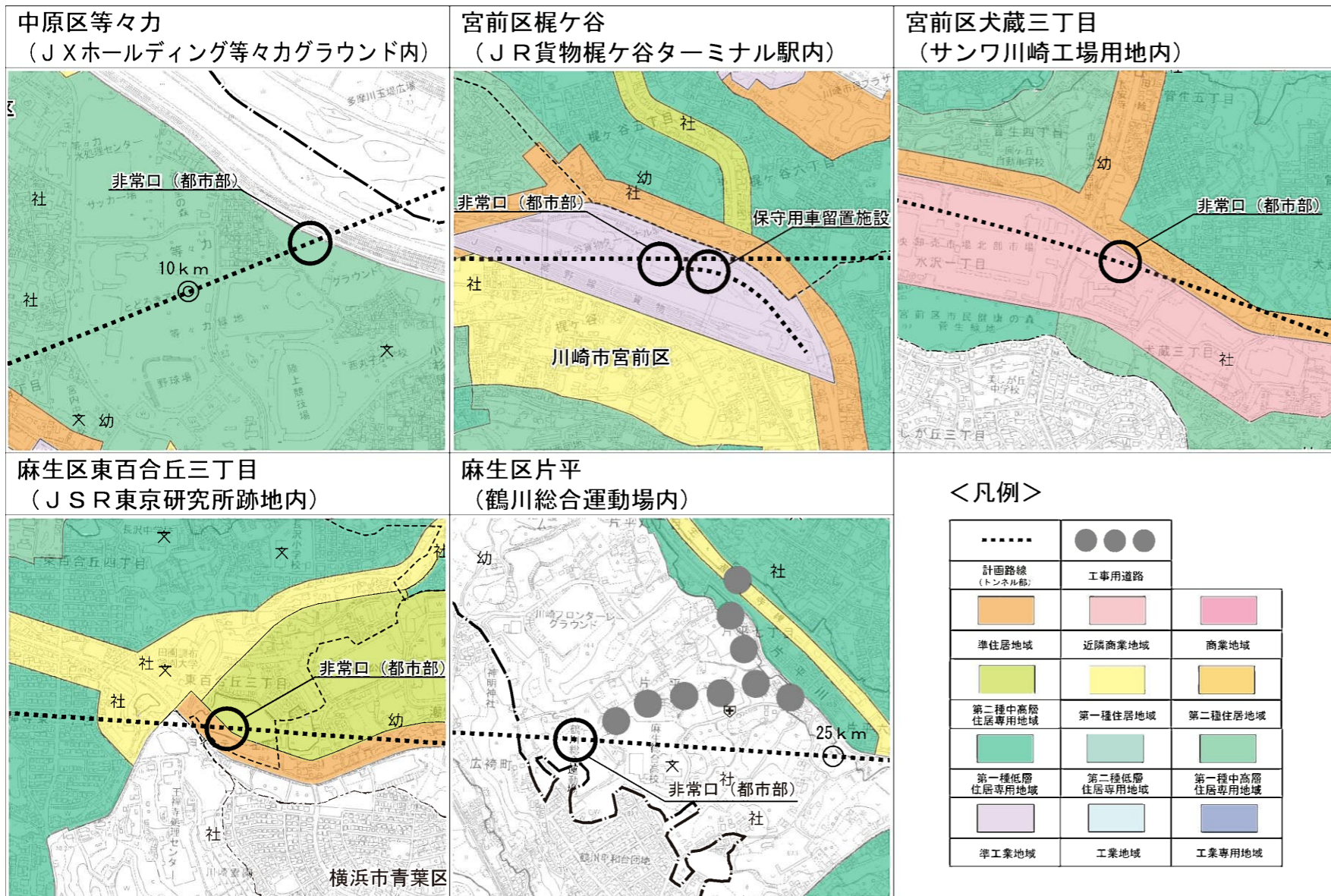
2 市内の路線概要



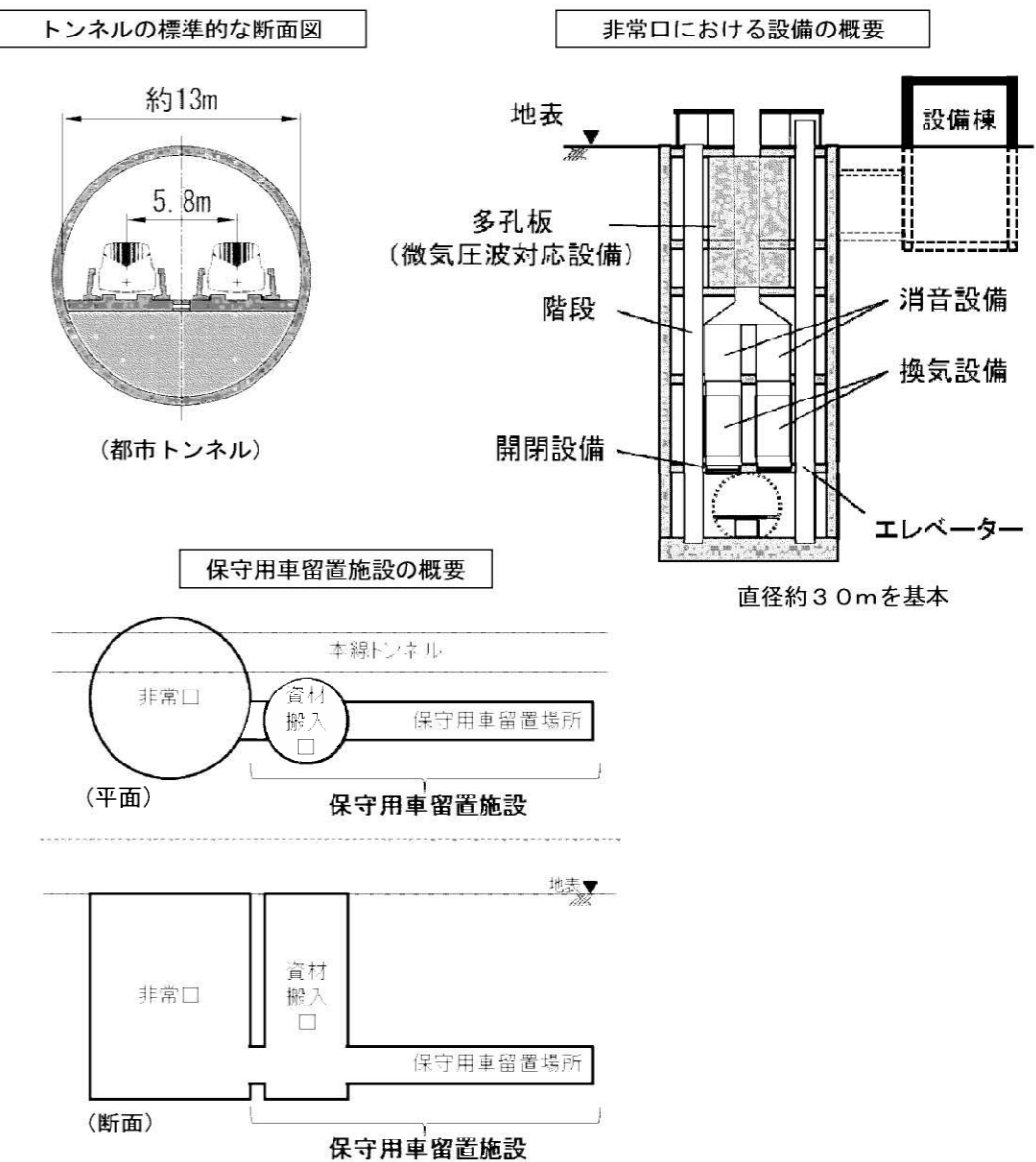
1～4の項目は、JR東海が作成した次の資料から、川崎市が説明用に抜粋、加工したものである。
 ・「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書（神奈川県）」（平成25年9月）
 ・「中央新幹線（東京都・名古屋市間）法対象条例環境影響評価準備書（川崎市）」（平成25年9月）

3 市内の非常口等計画地の概要

※ 図中の○は直径100m

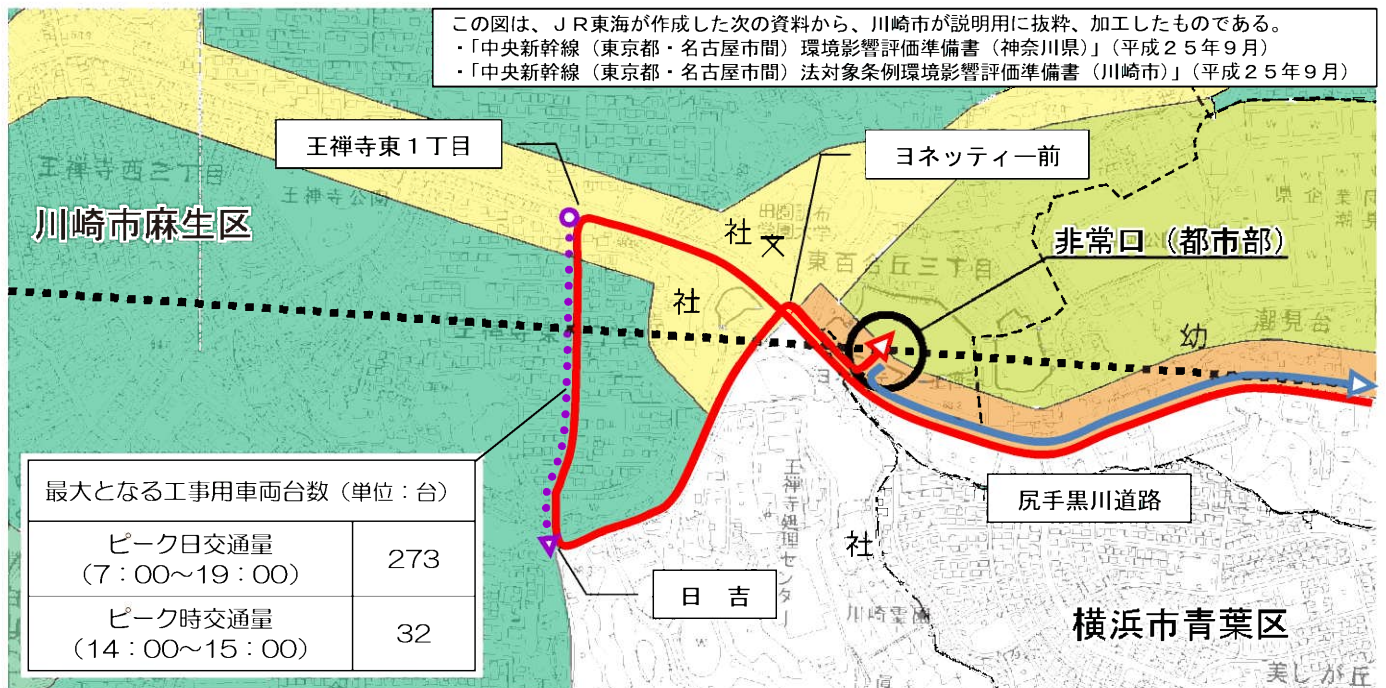


4 市内の施設・設備の概要



年 月	事 柄
昭和48年	・国が、全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画を決定
昭和49年～	・国の指示による地形・地質調査等（～平成21年）
平成19年	・JR東海が、中央新幹線を全額自己負担で建設することを発表
平成21年 7月	・超電導磁気浮上式鉄道実用技術評価委員会が、最新の技術開発状況に関する実用技術評価をとりまとめ （「超高速大量輸送システムとして実用化の技術の確立の見通しが得られており、営業線に必要な技術が網羅的、体系的に整備され、今後詳細な営業線仕様及び技術基準等の策定を具体的に進めることが可能となった」との評価）
平成22年 2月	・国が、交通政策審議会*に対し、「営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定について」諮問
平成22年 3月～ 平成23年 5月	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 65%;"> <p>・交通政策審議会（陸上交通分科会鉄道部会中央新幹線小委員会）において審議（計20回）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><審議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・超電導リニアと在来型新幹線の性能等（走行性能、騒音等周辺環境への対応、磁界への対応、地震・火災への対応等） ・トンネルの施工技術と対策（地形・地質等の状況、トンネル施工技術等） ・費用対効果分析等の調査結果（需要予測の検証、費用対効果分析の結果、経済効果分析等） ・環境調査結果（調査範囲、地域特性としての環境要素等） ・建設費の検証（走行方式・ルート別の工事費の比較等） ・財務的事業遂行能力の検証（JR東海の長期試算見通しの検証等） 等 </div> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※交通政策審議会 国土交通大臣の諮問に応じて、交通政策に関する重要事項についての調査審議等を行う。国土交通省設置法に基づき設置。</p> </div> </div> <p>・パブリックコメントを3度実施（H22/7/30～8/28【1回目】、H22/12/16～H23/1/14【2回目】、H23/4/22～5/5【3回目】）</p>
平成23年 5月	<p>・交通政策審議会（陸上交通分科会鉄道部会中央新幹線小委員会）が、「営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定について」答申（中央新幹線整備の意義、走行方式、ルート、営業主体及び建設主体、整備計画などについて）</p> <p>・国が、全国新幹線鉄道整備法に基づき、中央新幹線の建設主体及び営業主体としてJR東海を指名するとともに、整備計画（東京都・大阪市間）を決定の上、JR東海に対して建設を指示</p>
平成23年 6月～ 7月	・JR東海が、改正環境影響評価法の趣旨を踏まえ、中央新幹線（東京都・名古屋市間）の「計画段階環境配慮書」を公表（3km幅の概略のルート、直径5km円の概略の駅位置等の計画概要や環境配慮事項等）、環境保全の見地からの意見募集を実施
平成23年 9月～ 11月	<p>・JR東海が、環境影響評価法及び川崎市環境影響評価条例に基づく「環境影響評価方法書」を公告（環境影響評価の項目、調査、予測及び評価の手法）</p> <p>・JR東海が、市内の5区（中原、高津、宮前、多摩、麻生）で計9回の説明会を開催</p>
平成23年12月～ 平成24年 1月	<p>・川崎市環境影響評価審議会で審議</p> <p>・川崎市が、環境影響評価方法書に対する市長意見を県知事に提出及び公表するとともに、「法対象条例方法審査書」をJR東海あて送付及び公告</p>
平成24年 8月	・JR東海とリニア中央新幹線建設促進神奈川期成同盟会が共催で、相模原市において任意の中央新幹線計画（東京都・名古屋市間）の説明会を開催
平成25年 7月	・JR東海とリニア中央新幹線建設促進神奈川期成同盟会が共催で、市内において任意の中央新幹線計画（東京都・名古屋市間）の説明会を開催
平成25年 9月～ 平成26年 2月	<p>・JR東海が、同法及び同条例に基づく「環境影響評価準備書」を公告（具体的なルート及び非常口5か所の位置並びに環境影響の調査、予測及び評価の結果等）</p> <p>・JR東海が、市内の4区（中原、高津、宮前、麻生）で計11回の説明会を開催</p> <p>・川崎市が、公聴会を2回開催、川崎市環境影響評価審議会で審議</p>
平成26年 2月	・川崎市が、環境影響評価準備書に対する市長意見を県知事に提出及び公表するとともに、「法対象条例審査書」をJR東海あて送付及び公告
平成26年 3月～	・JR東海が、大深度地下使用法に基づく「事前の事業間調整」手続きを開始（事業概要書に関する任意の説明会を4月22日に開催予定）
今 後	<p>・環境影響評価手続き（「評価書の公告・縦覧」等）</p> <p>・全国新幹線鉄道整備法に基づく「工事実施計画認可」手続き</p> <p>・大深度地下使用法に基づく「使用認可」手続き</p>
平成26年度想定	・工事着工（着工後は、事業説明会、測量、設計・協議、工事説明会を行い、その後実際の工事を開始）
平成39年度想定	・東京都・名古屋市間の営業開始
平成57年想定	・大阪市まで営業開始（JR東海「交通政策審議会で説明する試算結果等について」（平成22年4月）より）

1 工事に使用する道路



<凡例>

	工事用車両の走行ルート（入）
	工事用車両の走行ルート（出）
	市道王禅寺35号 （大型自動車通行規制区間）
	計画路線（トンネル部）
	非常口 （図中の○は直径100m）

市町村境	区境	学校	幼稚園・保育所	社会福祉施設
第一種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	第一種住居地域	準住居地域

2 市道王禅寺35号に関する市長意見・審査書の内容

法準備書に係る市長意見（大気質、騒音、振動）

川崎市内の工事に使用する道路には、大型自動車の通行が規制されている生活道路（市道王禅寺35号）が含まれており、10年以上の長期にわたり使用する計画となっている。このため、【大気質】【騒音による生活環境】【振動による生活環境】への影響が懸念されることから、当該道路の走行を回避するよう、交通管理者、道路管理者等と十分な協議を行い、工事で使用する道路を選定する必要がある。

また、新たに選定した道路については、【大気質】【騒音】【振動】の予測及び評価の地点を設定し、影響の程度、環境保全措置等を評価書等で明らかにする必要がある。

条例準備書に係る審査書（地域交通）

東百合丘非常口の工事に使用する道路となっている市道王禅寺35号は、大型自動車の通行が規制されている生活道路であり、周辺の小学校の通学路にも指定されている。このため、交通安全など生活環境への影響が懸念されることから、当該道路の走行を回避するよう、交通管理者、道路管理者等と十分な協議を行い、工事で使用する道路を選定すること。

また、新たに選定した道路については、地域交通の予測及び評価の地点を設定し、影響の程度、環境保全のための措置等を法対象条例評価書等で明らかにすること。